

裁判員経験者の意見交換会議事録

1 開催日時等

- (1) 日 時 平成24年3月29日（木）午後2時から午後4時30分まで
- (2) 場 所 那覇地方裁判所大会議室

2 出席者

裁判員経験者 8名

那覇地方裁判所裁判官	鈴木秀行
那覇地方検察庁検察官	杉山太郎
沖縄県弁護士会所属弁護士	金高望
那覇地方裁判所長（司会者）	高野裕

3 意見交換の内容

別紙のとおり

(別紙)

意見交換の内容

第1 意見交換会

1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想

司会： 本日は皆様お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の意見交換会は、広く国民の皆様が安心して裁判員裁判に参加できるよう、裁判員裁判に参加された皆様に、率直な感想や御意見を語っていただき、その声を、国民の方々に伝えるとともに、今後の裁判員裁判の運用の参考にさせていただきたいということで催しておりますので、率直な御意見等を聞かせていただきたいと思っております。

それでは、まず、裁判員裁判に参加しての全般的な感想・意見等をお聞かせいただきたいと思います。皆様には、去年の6月から12月にかけて行われた裁判員裁判に、裁判員として参加していただきましたが、その時は大変お疲れ様でした。判決が終了して日も経っていますが、まず初めに、裁判員裁判に参加しての全般的な感想・印象についてお伺いしたいと思います。どなたからでも結構ですので、いかがでしょうか。

経験者2番：全般の感想ですが、実際に裁判員として裁判に参加させていただきましたが、人を裁くという仕事に参加することに相当な戸惑いがありました。今まで、裁判というものに直接関わることはなく、テレビの世界でしか裁判官がジャッジをしていることを見ていなかったのですが、裁判員裁判という制度ができることによって、一般の人たちが、人間としての気持ちといいますか、そのようなものを取り入れながら一緒に裁いていけるというシステムに参加して、いい経験になったかなと思っています。

経験者1番：私も、テレビの中の世界を実際に目の前で見て、また、裁判官が、いろいろな面から多角的に判断されているということが非常に印象に残りました。

いい経験をさせてもらったなと思っています。

経験者4番：正直申しまして、最初は全く興味がなかったのですが、いきなり郵送で選ばれたことについて、かなり戸惑いはありました。とりあえず経験してみてそれから判断しようと思っていましたが、かなり身近に感じられて、4日間の充実感もありましたし、大変意義深いものだと感じました。逆に、機会があればまた経験させてもらいたいなという感じはあります。

司会：また裁判員になってもよろしいということですか。

経験者4番：機会があればです。

経験者2番：軽い事件だったらやってもいいですかね。

経験者8番：4日間という裁判期間中は、精神的にとても辛くて、家に帰ってからも、どうしてもついつい考えてしまったりという感じで、ずっと泣いていましたが、思い返してみると、とてもいい経験になりました。まず、自分に人が裁けるのかなと思っていたのですが、実際に参加させていただくと、人を裁くと言うよりも、自分の心の中をずっと見つめて、「こういう考え方であっているのかな」ということばかりを気にしていました。終わってみて振り返ってみると、新聞やテレビなどの報道を見ても、いままでは「そういうことがあったんだ」くらいにしか思っていなかったのですが、その裏側に繰り広げられるドラマというか、そういうことまで深く考えるようになったので、ニュースの見方などが、また少し変わったのではないかと思っています。

司会：一番長い17日間の裁判員裁判に参加された経験者3番さん、御感想はいかがですか。

経験者3番：私は、17日間、約4週間の裁判員裁判に参加しましたが、最初の1週間くらいは、家に持ち帰つていろいろ考えることもあったりして、寝付けなかった時もありましたが、最終的には自分の考えを言えたこともあり、皆さんの意見も聞けて、よい経験をさせていただいたと思っています。私が参加したのは昨年の8～9月で、それから約半年経つて、今になって参加して良かったと

いう実感はあります。

司会： 参加して良かったということですが、具体的にどのような点ですか。

経験者3番：裁判のニュースを見ると、審理において裁判官や弁護士が、きっとこのようなことを話して、裏を見ているような、見方が変わってきたのかなと、今までにはニュースを見ても流して見ていました感じがしていましたが、裁判の内側はどのようなものかを考えるようになりました。

経験者6番：昨年の12月初めに3日間の裁判員裁判に参加しました。私はサラリーマンですが、裁判というのは全くかけ離れた世界で、裁判員制度がなければ、たぶんこの方面は全く興味も無かったし、縁もなかったと思いますが、実際に参加してみて非常に勉強にもなりましたし、やはり、裁判官も一人の人間なんだなと思いましたし、その後に事件を見ても、その背景を想像してみたり、非常に良い経験をさせてもらいました。逆に、ある意味責任も感じて怖い面もありました。私の一票で決まるとなると、非常に重い感じも受けて、多少のプレッシャーも実際のところありました。ただ、良い経験をさせていただきましたので、逆に感謝しています。

経験者7番：やはり人を裁くということで、皆さんと同じように、とても構えていた部分もありましたが、裁判官の皆さん、「いつも通りの普段の気持ちでいいんだよ」と言っていただいたら、話しやすい雰囲気を作っていたのがとても良くて、意見が言いやすくて、裁判に参加できたかなと思います。それと、仕事も立場も違う皆さんと意見の交換ができることで、普段は自分が思ってもいなかつたことが聞けて、すごく良い経験になりました。

経験者5番：裁判所というと、すごく怖いイメージがあって、自分が何かを犯さない限り全く自分とは関係のない、ほんと怖い場所としか思っていなかつたのですが、テレビなどで裁判をしている映像を見たりしても、とても偉い人が壇の上に立って普通の人を裁いているというイメージがあったのですが、実際に参加してみて、まったく変わらない、みんなと同じ感覚を持った方がきちんと法の

下で裁いているということで、すごく安心感を持ちました。普段ニュースを見ても、聞いた時の印象がガラッと変わって、今まででは「どうしてこんな事件なのに、このくらいの刑しかないのだろうか」と、素人判断で漠然とした印象しかなかったのですが、裁判員裁判を経験してからは、みんなと同じ感覚を持った方がきちんと裁判して、「この結果だったら、いろいろ調べて、これだったらまたどうなんだろうな」と、納得がいくようになったので、良い経験をしたと思っています。

司会：皆さん「参加して良かった、よい経験になった」という御感想を述べていただきました、裁判所としてはありがたいことだと思っております。

2 審理について

司会：続きまして、審理における感想・意見ということですが、刑事裁判という法律に関わる仕事に、素人の自分たちが関わって本当に事件を理解して有罪無罪の判断をし、尚かつ刑の重さまで決められるのだろうかという不安をお持ちであった方もおられたかと思いますが、実際に裁判員として事件を担当されて、審理の中身について理解できたかという点はいかがでしょうか。全体の審理を通じて概括的な感想や、裁判手続の中でいろいろな作業をされてることについて、自分なりに理解できたかどうか、わかりやすかったかどうかという点について、感想をお聞かせください。

裁判員裁判終了後のアンケートでは「わかりやすかった」という御意見が多かったのですが、具体的に、全体の審理を通じてわかりやすかったかどうかという点についていかがですか。

経験者3番：私が参加した事件は17日間という長期間でした。その間の審理は、ほとんど証人の話、証人からの情報でした。事前に争点が記載された一覧表をもらっていましたので、主尋問、反対尋問という審理の中で、今どのようなことをしているということが表を見ながら、また、休憩時間や審理

が終わった一日の終わりに、今日はこの辺りを審理したという話もあって、私としては、審理に関してはとてもわかりやすかったと感じています。実際に証人の話を聞いたり、質問をしたり、また、書面で主張されている内容がわかりやすかったので、審理に関してはスムーズに入れて、わかりやすく理解できました。

司会：現在行われている審理が、どの争点について立証されているということや訴訟手続の流れがわかって良かった。中間評議も行われて、審理のポイントが押さえられていたということでしょうか。

経験者3番：はい、そうです。

経験者1番：かなりわかりやすく説明をしていただいたのですが、私の参加した事件が複雑な内容の事件でしたが、甲号証、乙号証などの言葉が当たり前に使われていて、我々素人にはもう少しわかりやすい方が良いのではないかと思ったりもします。

裁判員裁判に参加した時は理解できていましたし、説明もあったと思いますが、普段使わない言葉なので、素人を入れるには、もっと敷居を低くする必要があるのではないかと思ったりもします。

裁判官：厳しい御意見をいただきて、これが改善につながります。経験者1番さんの参加された事件は、事件の数も多くてやりにくかったということはありませんでしたか。

経験者1番：彼がやってしまったことなので、しょうがないと思います。

司会：本日は今後の運用の参考になるような点についてもお伺いできればと思っています。皆さんは1件しか携わっておられないで、裁判というのはこのように進むのだろうと思っているところもあると思いますが、一面で、もっとこうしたらしいのではということもあるらうかと思います。市民の感覚で見て、素人の目で見てこのような点は何とかしてほしい等の御意見はありませんか。審理のわかりやすさという点でどのような実感を抱かれて

いますか。長い期間の事件もありましたが、2日間で終わった事件もあり、簡単すぎるのでないかということを感じませんでしたか。

経験者2番：私が担当した事件は、自白に基づいて本人が認めているため、量刑がメインになるということで2日間という短い日程でしたが、その中でも過去の判例を色々と出していただいて、「こういう罪に関しては、このくらいの量刑が与えられている」など色々と具体的にわかりました。比較的、素人的にはわかりやすかったと感じました。判例にこだわる必要性はないのかもしれません、一つの判断材料として必要なものだと感じました。

司会：経験者3番さんは、17日間の審理に参加されて、争点一覧表等で審理自体はわかりやすかったと発言されておりましたが、長期間の負担感なども含めて、どのように感じていますか。

経験者3番：最初の1～2週間は緊張していて、これまで裁判所に来る機会もなく、裁判員裁判に参加することも初めての経験でしたので、緊張しながら、家に帰っても審理の話を少し考えてしまい、証人の話を振り返ると寝付きが悪くなることもありました。裁判官からは、家に帰ったらすっぽり忘れて違うことを考えた方がよいとの話をいただきて、後半は、だいぶ楽になって、日中は裁判所で一生懸命審理して、家に帰ったらすっぽり忘れるという形をとって、17日間、約1か月近くつとめられたと思います。

司会：途中からは負担感が解消されたということですか。

経験者3番：はい、途中から解消されました。

司会：経験者4番さんは、被告人が3人の共犯事件を経験されて大変なこともあったと思いますが、審理のわかりやすさ等について、どのような感想をお持ちですか。

経験者4番：計画実行する中心的役割の二人と、金品を強奪する実行犯ということで、3人の言い分が各々違うことが予想されていましたので、別々に裁判を行うよりは、流れを知る上で3人同時に裁判することでよかったです

います。分け前や従属的な立場を知る上で、裁判員としては判断しやすかったと思います。

司会： 3人の被告人ということで、どの被告人の審理がされているのか混乱するようなことはありませんでしたか。

経験者4番： 4日間の審理でしたが、最初の2日間で公判前整理手続の内容の話があり、その後には裁判長や裁判官のフォローが入ったので、内容的にはかなり整理できました。

司会： 他に審理全般についてわかりにくかったかどうかという点について御意見はありますか。

皆さん、審理の中身については理解されたということでおろしいですか。

(全員うなずく。)

司会： 次に、証拠調べについて御感想をお伺いしたいのですが、法廷では、犯罪事実の有無についての証拠調べと、犯罪事実が認められた場合に量刑を決める関係での証拠調べを行うことになっていますが、裁判員裁判の場合、皆様がわかりやすいよう被告人や被害者の供述調書などの書類は最小限に止めて、法廷で直接証人の話を聞くを中心にしてしまうことになっていますが、これまで実施された裁判員経験者の意見交換会の中では、捜査報告書等の書証の目的、その意味合いがわかりにくかったという意見もありました。実際に裁判に参加されて、捜査報告書や鑑定書、供述調書等の書証、法廷で直接尋問する証人、被害者、鑑定人、被告人などの人証など、出されている証拠のわかりやすさについてはいかがでしょうか。今回、長時間の調書の朗読があった事件に関与された経験者もおられますか、調書をずっと取り調べられるということについてどのような感想をお持ちでしょうか。

経験者4番： 事件内容を把握しないといけないという気持ちが強かったので、2時間以上を要しましたが、朗読自体がわかりづらいということはありませんでしたし、特に疲労感というものはありませんでした。

できれば被害者の供述も聞きたかったのですが、加害者が顔見知りということで法廷に出たくないという気持ちを察すると、自分の気持ちに置き換えて考えても、出席できないこともわかりました。

被害者の証言が聞ければ、よりわかりやすかったのではないかと思います。

司会：朗読自体がわかりづらいということはなかったということですか。

経験者4番：わかりづらいということはなかったです。

司会：経験者1番さんは、長時間の調書の朗読がされた事件に参加されていましたが、そのような証拠調べの方法についてどのような御感想をお持ちですか。

経験者1番：正直なところ、しょうがないかなと思います。あれだけ沢山の事件を起こしているので、そのようにしかできないと思います。逆に、他に良い方法があれば聞きたいのですが。

裁判官：経験者1番さんの参加された事件は、事件の数も多く、書証の朗読が4時間程あり、被害者関係の方々については全部供述調書の読み上げばかりでした。悲惨な事件もありましたので、その事件の関係者の方に来ていただくのは心苦しい部分もありましたが、それ以外の方については直接来ていただく方法もとれたと思いますが、その点はどうでしょうか。

経験者1番：一度しか参加したことがないので、「この事件は楽だった、あの事件は難しかった」と比較することはできませんが、このようなものなんだと思って、しかも、彼は沢山事件を起こして、しょうがないと思って聞いていました。少しでもわかって聞かないといけないと思って、裁判官にはかなりわかりやすく説明してもらって、質問もしたし、その中で、こんなものなんだろうという感じでした。

司会：皆様から出されたアンケートでは「被害者の話も聞きたかった」という意見も書かれておりますが、供述調書の読み上げがわかりやすいのか、あ

るいは、法廷で直接証人の話を聞いた方がわかりやすく心証を形成できるのか、審理内容のわかりやすさの点についてはいかがでしょうか。

裁判官：経験者1番さんから、先ほどの顔合わせの際に「直接現場を見るような証拠調べの方法はなかったんでしょうか」という質問がありました。時間等の関係で難しいかもしれません、少なくとも、経験した証人が法廷で目の前で話をしてもらうことは、調書の朗読よりもより直接的なことなので、そのような意味で、経験者1番さんも「直接的なものが見たい」と感じられたのだと思いました。

経験者1番：ふらっと、気がついたらオートバイで見に行ったこともありました。確かに、証人がいて、質問もできればよいと思いますが、何分、一件しか経験していないので。

司会：経験者2番さんは情状証人と被告人質問のみで、あとは全て調書でしたが、「実際の被害者に聞いてみたかった」、「聞けたらその方が良かったのではないか」と思ったことはないですか。

経験者2番：私の場合は、法廷で被害者の怪我の状況の写真を見ましたが、被害者本人の気持ちもありますし、写真も見たくもないと思いますので、私は、それほどまで被害者に出てきてもらって話を聞くなくてもいいかなという感じがしています。それと、私が参加した事件は米兵による犯罪でしたので、沖縄特有の特殊な事件だったのかなと思いますが、マスコミの方もいる前ではありますが、犯罪は人が起こすものですので、個人的には米軍人がどうのこうのという報道はどうなのかと思います。

司会：経験者6番さんが経験された事件は、叔母と被告人が一緒に生活していて、叔母も被害者の一人で、家主も自分の建物を燃やされた被害者で、叔母は証人として出頭しているが、家主は供述調書で証拠調べされたものですが、理解しやすさの点、心証形成の上では、書面の方がよかったです、人証がよかったです、その辺りの感想はいかがですか。

経験者 6 番：家主も含めて証人として聞いたほうが良かったと思います。直接聞いた方がはっきりすると思います。事件のキーパーソンが叔母でしたので、私も直接質問したいと思っていましたが、できませんでした。

叔母の唯一の身内が被告人で、消防署に連絡したのも叔母で、いろいろと複雑な気持ちを持っていたかもしれません、その辺りの心理も含めて、いろいろなことを聞きたかったですね。

経験者 5 番：私が参加した事件も争点が量刑ということで、執行猶予の有無が問題になっていました。その時の決め手になったのが、放火の影響を受ける周辺住民の方から出されている嘆願書が大きなポイントにはなったのですが、実は、一番の被害者である奥さんからは嘆願書が出ていなくて、奥さんは供述調書のみでした。証拠だけで言えば、嘆願書が出ているということから執行猶予ありに大きく傾くかなと思うのですが、一番の被害者である奥さんが嘆願書を出していないということをどのように受け取つたらよいのかわからなくて、やはり実際の被害者がどういう状況で、どういう感情でその場を体験したかということを直接聞かないことには、嘆願書を出さないことの意味が私には全くわからなかったので、やはり供述調書だけではすごく足りないなと思いました。

経験者 1 番：どのような嘆願書ですか。

裁判官：弁護側から、刑を軽くしてください、自分も被害者ですが許してあげてくださいという内容で、近所の人からは出たのですが、奥さん本人から出なかつたということです。

経験者 1 番：難しいですね。

司会：許す気持ちがあるのか、そうではないのか、直接法廷で気持ちを聞きたかったというところでしょうか。

経験者 8 番：私も被害者の方のお話を直接聞いてみたいと思いました。被告人も女性で母親でしたので、同じ女性として、その被告人が被害者とどういう

関わりを持っていたかというところで、被告人への見方も、もしかしたら変わったのではないかという気持ちも持ちました。また、取り調べの状況を録画したDVDも見ましたが、プラスになったかマイナスになったかはわかりませんが、被告人がどのような人かを知る上では役に立ったかなと思っています。弁護人にとっても、被害者の話を聞くのは有利になる可能性があるのではないかと思います。

司会： 実際に被害感情など調書だけではわからないことも多いので、人証の取り調べをした方がよいのではないかという御意見でしたが、経験者1番さんの事件は、事件が多くて一人一人聞いている時間が足りないというのあります、書証でやむを得ないと思われるのか、本来ならば人証を直接聞くべきなのか、その辺りの感覚としてはどうでしょうか。

経験者1番： 本来は両方あったほうがよいかもしれません。量にもよると思うが、文書だけではわからない行間のニュアンスが伝わってくるかなと思ったりもします。

司会： 経験者3番さんは、36人の尋問を経験されていますが、いかがですか。

経験者3番： この事件が発生してから裁判まで2年くらい経っていて「2年前の〇月〇日〇〇時に何していましたか」との質問に対して、みなさんメモもなく即答されるんですね。「本当かな」という気持ちにはなりました。納得するところもありましたが、調書があってもいいのかなと思います。調書は、発生した時に調べた書類なので、それも見ながら、証人たちのコメントを聞いてもいいのかなという気はしました。

司会： 記憶が薄れているような部分については、他の証拠を確認した上で、核心的なところを人証で聞いた方がいいと感じたということですか。

経験者3番： はい、そうです。

裁判官： この事件は、公判前整理手続に1年半近くを要した事件で、専らそこに問題があります。事件発生からかなり時間が経ち、その間に記憶は薄れて、

証人として呼ぶ時期が、事件発生から時間が経ってしまったというところに問題があったのではないかと思います。経験者3番さんの御指摘もごもっともだと思います。

司会：「裁判をもっと早く」ということは当然の御意見だと思います。的確でありがたい御指摘だと思います。

司会：審理について、最後に、経験者1番さんは区分審理の事件を経験されていますが、量刑を判断する上で難しいということはありましたか。

経験者1番：このような方法でしかできないだろうと思いました。1箇月以上休みも取れないので、区分審理でしかできないだろうと思いました。

司会：量刑を判断する上で、自分で有罪等について判断していないものも含めて量刑を決めることについて、難しさなどは感じましたか。

経験者1番：それほどは感じませんでした。

3 評議

司会：評議について時間のかけ方や裁判官の説明等、意見を自由に言うことができたかどうか等について御感想はありませんか。

経験者7番：意見を言いやすい雰囲気をつくっていただいて、とても意見が言いやすかったです。あと、未必の故意などの言葉の難しさもありましたが、説明もわかりやすくしていただいて、自分の中でも考えもまとまりやすく話もしやすかったと思います。

司会：経験者3番さんは、中間評議もあったようですが、評議全体としてどのような印象をお持ちですか。

経験者3番：「この人の言葉は信頼できるのか」という点を一つ一つ潰していくつ、一個一個まとめていくつ、最終的に評議の場で争点一覧表を見ながら「ここはどうなっている」、「次の争点はどうなっている」というように進行されて、特に「これは」というクエスチョンマークがつくようなことはありませんでした。

た。

ただ、量刑のところで少し自分のには納得できなかつたというか、量刑を決める時に、自己の中で納得するのに時間がかかつたという感じでした。

司会：納得する前に評決をしたということですか。

経験者3番：そこまではありませんが、家に持ち帰つていろいろと考えていたら納得したので、最終日に裁判長に「昨日の自分の意見は少し違いました。訂正させてください。」と言いました。

司会：自分なりには量刑などについても納得いくまで考えることはできて、意見も言えたということでよろしいですか。

経験者3番：はい。

司会：評議に当たつて、もう少しこういう点を考えた方がいいのではないか、裁判官の方でいろいろな意見を言って誘導されたのではないかとかいう感じを抱かれたことはないですか。

経験者6番：評議の際は、裁判官が親切丁寧に説明してくれて非常にわかりやすかつたのですが、評決の際にはもう少し時間が欲しいということはありました。私の経験した事件は3日間でしたが、できればあと1日2日くらいあればと思いました。

司会：量刑について、自分なりに納得するのに若干時間が足りなかつたということですか。

経験者6番：そうです。

経験者4番：裁判員6名と補充裁判員2名の合計8名で意見交換し合つて、いろんな意見が出ましたが、裁判長と裁判官2人がまとめる形でやつていただきて、過去の判例等の説明もありましたし、納得した上で、8名が意見を共有できたのではないかと思っています。判決を決めるのに、私も時間的に少し短かかつたかなと思います。評議自体は納得しましたが、判決に関しての最後の決め方が短いような気がしました。

司会：あと1日欲しかったというということですか。

経験者4番：そこまでではないですが、決めるのはみんなでやって決断しないといけないので、もう少し時間が必要だと思いました。

裁判官：経験者4番さんが経験された事件はすごく難しい事件でした。3人の被告人のバランスということを考えると、3人一緒に審理して良かったということはあります。弁償した額もばらばらで、関与の仕方・重みもばらばらで、なおかつ、余罪の処理もばらばらで、それらを量刑に反映させなくてはならないというパズル的なことを考えることになったので、苦しかったと思いますが、そういういった点はいかがでしたでしょうか。

経験者4番：一度しか経験したことのない者にとっては、決断しにくいということもありまして、裁判員や補充裁判員8名と裁判長、裁判官で出した結果ですので、それなりに良かったと思っていますが、難しかったです。

4 判決言い渡し

司会：法廷で判決言い渡しを聞いて、自分たちが評議したことが判決に反映されたかどうか、被告人へのメッセージが伝わっていたかなどの点で、判決言い渡しを聞いて、どのような印象を持ちましたか。

経験者1番：私は裁判長の言葉に感動しました。最後に、こうやって裁判長がいろいろ述べて終わるのだなど実際に生で見て、「今後の彼の人生に活かされたらいな」という我々が話し合っていたことを言っていただいて、懲役30年という結果でしたが、みんなの想いを裁判長が伝えていただいたと思いました。

経験者5番：判決言い渡しの文章を考える時も、形容詞や単語等、細かい一つ一つの言葉の使い方が正しいか、証拠と合っているかどうかということをみんなで話し合って決めたので、話し合ったことが反映されていたと思います。
短い文章でしたが、それを決めるために、これだけの時間をかけているのかというところがすごく驚きました。

経験者2番：素人の協議でバラバラに出てきた意見を一つにまとめ上げて、それをしつかりと被告に伝える文面に感動しました。

司会：評議に加わった皆様の意見が判決に反映されたという実感を持たれているということでおろしいですか。

（全員うなづく。）

5 守秘義務

司会：裁判員や裁判員であった方には、評議の秘密及び職務上知り得た秘密について守秘義務がありますが、裁判で知り得た事件内容に関わる情報を漏らすことは禁じられています。守秘義務は、裁判の公正さや信頼を確保するとともに、評議において自由に意見を述べられるようにするためのものであり、また、プライバシーの保護にもなると思いますが、守秘義務を有することで、自分の言動についての制約を受ける等の負担感などを感じられたことはありますか。

経験者1番：我々にはもちろん守秘義務があり、これくらいは当然だと思いますが、逆に裁判されたらみんなに公開される方が大変だと思いました。

経験者6番：私は負担感を感じます。私の会社では、裁判員等に選ばれた場合は積極的に参加するようにとの規約があったので、総務と調整の上で休暇を取得したのですが、上司も含めて裁判員になったことを知られてしまいました。そして、裁判が終わった後に職場で裁判の内容等について聞かれることがあり、「これ言えないから」と言っても「ちょっとだけ教えてくれよ」と言ってくるので、それを使慢することがストレスになりました。

もう一つは、自分が下した一票が、それで本当にほんとよかったのかどうかを、友人などに意見を聞いてみたいという意味で、多少のストレスはあります。

経験者4番：職場の上司とか、ある程度裁判員制度のことを分かっている方は、守秘義務についても知っている人もいるのですが、分からぬ人もいて、聞いてくる人も多いです。狭い職場なので、選ばれたことはどうしても知られてしまい

ますので。でも、言わされたとおり、ギリギリのところで、守秘義務に関しては自分なりに守り抜くことができました。

司会： 守秘義務が必要であることで皆さん了解されているという理解でよろしいですか。守秘義務自体に納得いかないということはないですか。

(経験者はうなずくのみで特に意見は述べなかった。)

6 選任手続

司会： オリエンテーションや質問手続について、わかりづらい、もう少し説明があればスムーズに審理に入れたのではないか等の御意見はありますか。

(意見なし)

選任手続の違和感とか、もう少し改善して欲しい点等、特に御意見はないと
いうことよろしいですか。

(経験者はうなずくのみで特に意見は述べなかった。)

7 これから裁判員となられる方へのメッセージ

司会： 自分たちの判決で被告人の運命が決まるのではないかと責任を重く感じる、素人に裁判という難しい仕事が正しく行うことはできないのではないか、裁判官と対等な立場で意見を言う自信がない、冷静な判断ができる自信がない等の不安感や心配など、裁判員裁判に参加するに当たっての支障になるものとして述べられていましたが、実際に経験されて、今申し上げたようなことが払拭されて裁判に参加できたのかどうか等も含めて、これから裁判員になる方に対してメッセージとしてお一人ずつ御意見をお願いします。

経験者1番： 「素人だからいいんだよ」と思います。躊躇せずに、選ばれたら自分の意見を出せればいいかと思います。

経験者2番： 選ばれた時には是非参加してもらいたいと思います。これまで司法には関わりはなかったのですが、経験させていただいて、アメリカでは陪審員が

決めて、裁判官は言い渡すだけですが、裁判官と裁判員が一緒になって犯罪を吟味していくというシステムは、すばらしいものだと、自分は参加して実感しました。経験しないとわからないことだと思うので、是非選ばれたときにはトライしてもらいたいと思います。私は2日間という短い期間でしたが、できれば「短い方がいい」とは思います。

経験者3番：選ばれたら、いやいやでも参加してもらって、まずは経験してもらった方が望ましいと思います。最初は選ばれたから仕方がないという気持ちで参加しましたが、参加している内にだんだん納得もしていきましたし、また、他の裁判員の方、補充裁判員の方と出会えて、自分なりにも少しほは経験が上がったのではないかという気持もするので、もし選ばれたら躊躇することなく参加していただきたいと思っています。

経験者4番：凶悪事件を新聞やテレビで見ると、自分もそのことにすごく興味が湧くようになりました。なかなか経験できないことですので、それを継続すれば、国民みんなで凶悪事件、裁判について知識や意見が出てくるかと思いますので、よい方向に行ければと思っています。是非経験してください。

経験者5番：自分に裁判員が務まるのかということがすごく心配な方が多いと思いますが、「素人だから、その感覚が大事」ということを実感したので、自分が生活していて常識だと思っているその感覚を持って、参加していただければ十分務まると思うので、いい経験なので、是非参加してください。

経験者6番：皆さんと同じで、いい経験になると思いますので、是非参加してください。会社でも「参加するといい勉強になる」とPRしています。

経験者7番：裁判はテレビでしか見たことがないということもあるのですが、一通り経験してみて裁判の流れを把握できて、裁判に参加できて良かったなと思います。自分の意見を言いやすい雰囲気と、それを否定するでもなくみんなで話し合いながら決めていくという裁判なので、とても良い制度だし、参加してとても良かったなと思うので、皆さんにも参加していただきたいと思います。

経験者8番：私も、会社の人には、もし裁判員の手紙がきたら「選任手続には絶対行った方がいいよ」ということは言っています。意外と「裁判所ってオープンで明るいところだった」というのが正直な感想で、評議の最中もとてもわかりやすく、大人になってから本音をぶつけ合って話しをするという機会もなかなかないと思います。しっかりと自分の心と向き合って、自分の意見を言えるという環境を作ってくださっていたので、日が経つにつれて緊張もほぐれて、冷静になって考えたりすることもできるようになりました。本当に、精神的に大変は大変だったのですが、やっぱりやって良かったなというのが正直な感想です。

司会：ありがとうございます。それでは最後に、検察官、弁護人、裁判官から今日の感想を含めて一言お願いします。

検察官：裁判員経験者の皆様に対しましては、裁判員として裁判に参加していただけではなく、本日このような形で直接意見を聞かせていただきまして、ありがとうございます。お話を聞かせていただいた中で、特に検察庁として立証がわかりにくかった等の話はなかったように思いますので、今後もわかりやすい立証に努めていきたいと思います。一方で、証人がいればよかったですという話もありましたし、またその一方で、調書が逆に良かったという話もありましたので、これらの意見を踏まえまして、今後も適切かつわかりやすい立証を心掛けていきたいと思います。

弁護士：今日はどうもありがとうございました。皆さん真剣に裁判員として参加されて評議をされて、あるいは社会に持ち帰って活動されているということで、裁判員裁判が入った意義というのはいろいろあったと思いますが、その意義を体現されているということを聞かせていただいたと思っています。

わかりやすさや言葉遣いにはかなり気をつけているつもりですが、更にわかりやすいということを考えていかなければならぬと思いました。また、皆さんが真剣に参加されていて、もっと被告人又は周辺の方の情報を求めている、

あるいは、じっくり議論したいと考えておられることがわかりました。公判前整理手続で審理計画を立てますが、裁判員の皆さんに負担にならないように考えてしまうところがあり、そこで削りすぎてしまうと、みなさんの必要な情報やもっと考えたいという時間が取れないということもあるのかなと思いました。今日の貴重な御意見を今後の弁護活動等に役立てたいと思います。

裁判官：裁判員裁判が始まって約3年になります。那覇でも40件になりました。きちんとレールに乗ってきたかなと少しあは思っていましたが、皆様の御意見を聞いて、まだまだ改善点があると感じました。我々法曹にとっては当然と思っていることが、国民目線でいうと当然と言う訳ではないということを、普段の裁判員裁判の時も感じますが、今日も改めて実感した次第であります。ありがとうございました。

経験者の意見交換会は、今回2回目で、非常に貴重な機会なので、今後も機会を設けて皆さんのお話を伺い、より良い制度にしていくようにしたいと思います。今日はありがとうございました。

司会：長時間ありがとうございました。この後10分程休憩しまして、報道機関との質疑応答を行いたいと思います。

第2 報道機関との質疑応答

報道機関：自分が裁判員裁判に参加して、どういう点で、いわゆる市民目線を反映できたのかを感じていますか。

経験者1番：判決言い渡しの時に、こういう言葉を掛けて欲しいということを伝えられたことがよかったです。私が経験した事件は30年の刑で非常に重い事件でしたが、何度か自殺未遂をしているという話もありましたので、そうではなくて、生きて欲しい、償えないかもしれないけれど、それでも生きて罪を感じて欲しいことを我々は話しをしていて、裁判長が伝えてくださったので、

それは自分の想いも伝えられたのかなど、伝わったかどうかはわかりませんが、そういう風に感じました。

経験者5番：女性としての意見を言えたことがよかったです。先程も申し上げましたが、一番の被害者の奥さんが嘆願書を出していないということの意味について女性同士で話しましたが、やはり、夫婦喧嘩の末、被告人にガソリンを掛けられたということの受け取り方が男性と女性とではだいぶ違うと思いますので、女性として参加して意見を言って良かったと思っています。

経験者8番：最後、判決を裁判長から言い渡された後に、私たちで話し合ってきたメッセージをしっかりと伝えていただけたというのがとても嬉しくて、被告人の方には裁判長からのメッセージ100%以上をちゃんと受け取ってもらいたいなという気持ちで一杯でした。素人がどのくらいこういったところに入っています、どんな風に務められたかはわかりませんけれども、被告人には自分したことに対する気が付いてもらいたいという想いを伝えられたのではないかと思っています。

報道機関：職場に戻った後で守秘義務について周りに聞かれて、少しストレスを感じたという発言がありましたが、同じようにストレスを感じた方はいますか。また、仕事への影響がありましたか。

経験者2番：職場で聞かれますが、抱える程の事件ではなかったので、それ程まではストレスは感じませんでした。また、特に仕事に影響するということはないかなと思います。

経験者3番：私の会社は裁判員裁判には積極的に参加するようになっています。裁判員に選ばれ約4週間の裁判に参加することになったことを会社に報告したところ、他の同事業者には研修に参加していて、平日は不在にするという形をとってもらったので、裁判員裁判に参加しているのを知っていたのは上司のみで、仕事にはスムーズに復帰できました。

経験者4番：守秘義務について、まだ浸透していない国民の方もいると思いますので、

マスコミの皆さんにはその辺りを十分アピールというか、そういうことも大切なことだということを知らせていただきたいと思っています。

経験者7番：私の職場では守秘義務のことは理解してもらっていて、裁判員裁判に参加することは職場にも話しました。職場に帰った後も、「守秘義務あるよね」と言われて、詳しい内容を聞かれることはませんでした。ただ、裁判員という制度はどうだったよという話はしましたが、特に詳しい内容を聞かれるとはませんでした。

司会：守秘義務があることにストレスを感じるような話はなかったですか。

経験者7番：はい。

報道機関：裁判員裁判に参加することが就業規則で定められている方がいらっしゃいますか。挙手でお願いします。

(4名が挙手)

報道機関：就業規則上にはないが、積極的な参加を認める職場はありますか。

(1名が挙手)

弁護士：最近就業規則を作りかえている会社は、わりと就業規則の中に裁判員裁判の有給休暇扱いなどが入っている会社が結構あります。大きな会社は結構あります。

報道機関：裁判員裁判の期間中、「疲れなかった」、「家で泣いていた」という話がありましたが、裁判員裁判を経験してその後の生活でストレスや不安を感じたり、被告人はどうしているのかと考えたりなど、生活への影響がありますか。

経験者8番：正直言うと、とても負担ではありました。裁判が終わって一ヶ月くらいは夢の中出てくることもありましたが、だからといって、生活に支障があるかと言えば全然ありません。ただ、どうしても、その後、「被告人の方どうなったのかな」とか、「被告人の関係者の方どうしているのかな」と思ったりすることは今でもたまに思い起こすことがあります。私の子供達には、そういう

た経験を踏まえて道徳的な感じで話しをすることはあります。

司会： それは事件のことが頭に引っかかって気分が落ち込むとか、そういうことでの支障はないということですか。

経験者8番： そういうことではないです。支障は全くありません。ただ、夢見たりとか、どうだったかなと、そのくらいは考えます。

報道機関： 道徳的な話とはどのようなものですか。

経験者8番： 被告人の父親が被告人を育てているときに、「働かなかったらご飯は食べられないんだよ」ということを言っていたという証言があり、その通りだと思いまして、「人間やるべき事をやって誠実に生きましょうね」ということを子ども達にわかりやすく話しています。

経験者3番： 私は長期間の裁判でしたので、最初の1～2週間は考えてなかなか寝付けませんでした。朝まで起きていたこともありましたが、その後裁判官から裁判のことは一切忘れ、切り離して生活した方が良いとのアドバイスを受けてからは、それほど寝付けなくなるようなことはなくて、今は裁判員裁判に参加する前の生活に戻っています。

報道機関： 裁判員経験者の皆様は事件が終わった後は守秘義務もあって、個人で抱える部分が多いと思いますが、この場のように、経験者が集まってその時の想いを語り合える場というのが欲しいと思った方はいますか。裁判所に、経験者同士レベルでの意見交換会を開催して欲しいという意見がありますか。

裁判官： 長期間を要した事件に参加された一部の方には、個人的にその後集まって話す機会を設けて参加していただきました。

経験者1番： 密度の濃い時間を過ごして、一緒に体験したメンバーといろんな話しができましたので、心遣いに感謝しています。「あの時は言えなかつたけど、自分はこう思うけど、どうだろう」と話される方もいました。日が経つてもう一度いろんなものを見て、考え方も変わったり色々あると思いますが、仲間ができて縁があって集まって良かったと思います。

経験者3番：裁判が終わってから集まるというのは、逆に、裁判長や裁判官に気を遣っていた大いにいるのか、裁判が終わった後のアフターケアなのか、裁判員裁判はここまでしていただけたのかと思いました。長期間通って裁判員裁判に参加したものですから、そこまで気を遣ってくれているのかなという気はします。

経験者5番：私は、たまたま参加していた別の女性の方と仲良くなつて、連絡交換してその後話をしたりもしていたのですが、相手の方が参ってしまつていて、時々「ちょっと、しんどいんだ」と私に電話をすることもありました。今回は仲良くなれたから良かったのですが、私は3日間という短い期間ではありましたが、やはり負担に感じる人は感じると思いますので、終わった後に集まる機会を設けて打ち明け話をしたい人だけでも集まるのは良いと思います。

報道機関：皆さん裁判員制度に対して好意的な意見が多かったのですが、その中でも、もう少し判決について考える時間が欲しい等の意見もありましたが、裁判員裁判制度について改善点があればお願ひします。

経験者4番：市民目線でどの点が変わったかという点も含めてですが、人間の弱さやもろさ等を踏まえて、裁判員の方の判決に至る想いや更生の可能性等を考慮した配慮も含んでいると思いますので、やや被告人に甘い判決も出ているように思います。従来の裁判よりは少し被告人側に寄っているように思います。

報道機関：その点は、もう少し戻した方がよいとのお考えですか。

経験者4番：戻すまではいかないと思いますが、改善したほうがいいと思います。判決までには、ある程度の時間を要することが必要だと思っています。いくら時間があつても足りないので、判決は慎重に考えた上で、もう少し時間が必要だと思います。

裁判官：評議は十分に行つたが、自分の意見を決めるに当たつてはもう少し考える時間を持つたいということですか。

経験者4番：はい。

経験者2番：選任手続にも関連すると思うのですが、これだけ国際社会になつて、い

ろんな外国人が日本の法廷で裁かれるということになり、どうしても通訳を介してしまいますが、事務的になってしまふのか、本人の感情が直接わかりにくく感じます。裁判員を選任するに当たっては、被告人の母国語を同等に理解できるバイリンガルの人を選任すれば、直接被告人の母国語で質問ができたりすることもできると思います。その質問を裁判官や裁判員に対して通訳するというパターンもあるのかなと感じました。私も多少は英語でのコミュニケーションが取れますので、被告人が話す英語に関しては通訳を介さなくても理解できましたが、私は日本語で質問しました。大筋は合っていましたが、ニュアンスが違うかなということを感じたこともありました。システムの問題もあると思いますが、もどかしさや温度差を感じました。

司会： それではこれで意見交換会を終了いたします。